

「令和5年度 山下公園通り周辺まちづくり検討業務委託」 業務説明資料

本業務説明資料に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、業務実施の条件となるものではありません。

1 件名

令和5年度 山下公園通り周辺まちづくり検討業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和6年3月25日（月）まで

3 履行場所

主に横浜市中区山下町

4 業務目的

山下公園通り地区は開港以来、横浜の中心地として発展を遂げ、海に面する山下公園と一体となった魅力ある街並みが形成されているエリアです。1960年から1970年代に建築された建物も多く、今後の建て替え等を考える時期にも来ており、近年、マリントワーがリニューアルし、新たにホテルが着工されるなど、まちに動きが出てきています。

そのため、時代の変化に対応し、「選ばれるまち」となり、「明日をひらく都市」として、今後の民間開発を促進させるため、山下公園通り地区の立地特性や歴史を生かした将来のまちづくり方針と実現するための事業性スキームの検討を行います。

5 業務概要

(1) 前提条件の整理

関内・関外及び山下公園通り周辺の歴史、動向、課題、関係法令等を整理する。

(2) 将来のまちづくり方針の作成

前提条件を踏まえ、他都市での類似事例を整理するとともに、類似事例の検証を踏まえた上で、将来のまちづくり方針を検討し、作成する。

(3) 将来のまちづくり方針の実現に向けた具体的計画の検討

コンセプトや導入用途のイメージ、動線計画、ゾーニング等を検討する。

(4) 将来のまちづくり方針の実現に向けた拠点整備の検討

(3)の検討を踏まえ、拠点になり得る敷地については、事業計画や事業スキームについて、ケーススタディを行う。

(5) 打合せ協議

打合せ協議を行う。状況に応じて、学識経験者等へのヒアリングを行う。

(6) 成果品の提出

(1)から(5)までの事項を報告書に取りまとめる。

6 成果品

(1) 成果品の提出については、次のとおりとします。

- (ア) 報告書（製本）2部
- (イ) 電子データ（CD-R等）1部
- (ウ) その他必要と思われる資料

(2) 成果品、作成した資料及びその著作権は横浜市の所有とし、受託者は横浜市の承諾を得ずに使用または公表しないでください。

(3) 成果品の納入先は、横浜市都市整備局都心再生部臨海部活性化推進課とします。

7 その他

(1) 作業の遂行にあたっては、本市担当職員と十分に協議し、作業内容、作業の進捗状況について随時連絡し、指示を受け、打合せ協議内容については、打合せ後早急に記録簿を作成して、送付してください。

(2) 本市担当職員の指示等に基づき、業務目的を満足するよう協議・検討を行ってください。

(3) 本業務を実施するにあたり、各分野の検討に精通した人員を配置するとともに、それぞれの検討と整合を図りながら行ってください。

(4) 本仕様書に定めのない事項については、本市担当職員と協議のうえ決定してください。

(5) 受託者は、業務の実施にあたり疑義が生じた場合には、本市担当職員に申し出て指示を受けてください。

8 主な検討エリア

